

会計・開示ダイジェスト

会計及び開示を巡る動向 2023年10月号

No.23-11

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

1. 企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び日本公認会計士協会 (JICPA)

【公開草案】

企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等の公表

会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正について（公開草案）

適格株式分配は完全子会社株式のすべてを現物分配するスピノフが対象となりますが、本公開草案は、2023年度税制改正において、完全子会社株式の現物分配の際に一部持分（20%未満）を残すパーシャルスピノフが一定の要件を満たす場合も適格組織再編となる特例措置が加えられたことを受けて、現物配当実施会社における会計処理の取扱いを示すことを目的として公表されています。本公開草案では、以下の3つの論点に関する会計処理が提案されています。

- ・ 子会社株式の一部を現物配当実施会社の株主に現物配当する場合の、現物配当実施会社の個別財務諸表上の取扱い
- ・ 子会社株式の一部を現物配当実施会社の株主に現物配当する場合の、現物配当実施会社の連結財務諸表上の取扱い
- ・ 配当対象となる子会社株式に関する連結税効果の取扱い

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年10月23日）](#)

2. 金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

3. 法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

4. 国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

【アジェンダ決定 (確定)】

(1) デリバティブ契約に対する保証 (IFRS第9号)

IFRS第9号を適用するにあたり、企業がデリバティブ契約に対して行った保証を金融保証契約として会計処理するか、デリバティブ契約として会計処理するかについてのアジェンダ決定が確定し、リリースされました。

委員会による調査の結果、本論点からは広範な影響や重要性がある影響は想定されないと判断され、基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことが決定されました。

あずさ監査法人解説資料：[IFRS解釈指針委員会ニュース \(2023年12月\)](#) (後日掲載予定)

(2) 仲介業者からの未収保険料 (IFRS第17号及びIFRS第9号)

保険契約の発行者 (保険会社) は、保険契約者が仲介者に支払ったものの仲介者からは未収の保険料をIFRS第17号の保険契約の境界内の将来キャッシュ・フローに含めて保険契約の一部としてIFRS第17号で会計処理すべきか、あるいはIFRS第9号を適用して別個の金融資産として会計処理すべきかについてのアジェンダ決定が確定し、リリースされました。本アジェンダ決定において、保険会社は受取保険料をいつ保険契約の測定に使用する将来キャッシュ・フローから除外するかを会計方針として決定することができる結論付けられています。

本論点は効率的に対処できる狭い範囲のプロジェクトとならないことから、基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことが決定されました。

あずさ監査法人解説資料：[IFRS解釈指針委員会ニュース \(2023年12月\)](#) (後日掲載予定)

(3) 従業員に提供される住宅及び住宅ローン (IFRS第9号及びIAS第19号)

従業員持家制度及び従業員向け住宅ローンの会計処理に関するアジェンダ決定が確定し、リリースされました。

委員会による調査の結果、本論点からは広範な影響や重要性がある影響は想定されないと判断され、基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことが決定されました。

あずさ監査法人解説資料：[IFRS解釈指針委員会ニュース \(2023年12月\)](#) (後日掲載予定)

5. 欧州委員会 (EC)

今月、特にお知らせする事項はありません。

6. 米国財務会計基準審議会 (FASB)

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting standards update; ASU))】

ASU第2023-06号「開示の改善：SECによる開示アップデート及び簡素化イニシアチブに対応するための基準改訂」

2018年8月、SECがリリースした「開示のアップデート及び簡素化」において、SECによる開示要求事項のうち、US GAAPの開示と重複しているが追加的な情報を要求するいくつかの開示事項について、FASBのASCに組み込む候補として言及されていました。本ASUは、SECにより言及された27個の開示又は表示の要求事項のうち14個をASCに組み入れるものであり、ASCの様々なサブトピックの開示または表示の要求事項に関係しません。

本ASUは、SECの既存の開示要求に従う企業については、SEC Regulation S-X及びRegulation S-Kに規定されている関連する開示要求事項が削除された日から効力が生じ、早期適用は禁止されています。その他の全ての企業については、その日から2年後に効力が生じます。本ASUは、効力発生日後に公表される財務諸表から将来に向かって適用が求められます。なお、2027年6月30日までにSEC Regulation S-X及びRegulation S-Kに規定されている関連する開示要求事項が削除されない開示要求は、その時点で効力を失いASCから削除される予定です。

KPMG関連資料：[Defining Issues](#) (英語)

■ 関連資料紹介

- [IFRS第16号詳細解説シリーズ シリーズNo8：セール・アンド・リースバック取引](#)
- [IFRS解釈指針委員会ニュース（2023年9月）](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。

kpmg.com/jp/socialmedia



■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

kpmg.com/jp/search-tool



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

この度、KPMGジャパンは、KPMGジャパンのセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開発いたしました。

KPMGジャパンのナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ\(Link\)](#)
- [会計・開示コンテンツ \(Link\)](#)
- [日本基準 \(Link\)](#)
- [IFRS会計基準 \(Link\)](#)
- [米国基準 \(Link\)](#)